

文化財保護条例の見直しについて

1 条例の見直しについて

本県では、県の条例の適時性を確保するため、一定期間（原則として5年）ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定めた「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき見直しを行っている。

また、神奈川県文化財保護条例の制定附則に設けられた見直し規定により、令和6年度中に、条例の施行の状況について検討を加え、その検討結果を県議会に報告するとともに、必要な措置（条例改正等）を講ずるものとしている。

神奈川県文化財保護条例 附則

（検討）

- 4 知事は、平成 21 年 4 月 1 日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 条例の見直しの視点及び留意点（神奈川県条例の見直しに関する要綱より抜粋）

(1) 視点

ア 必要性

- ・ 条例が制定当初に対応しようとしていた課題は現在においてもなお当該条例により法的に解決する必要があるか。
- ・ 県が対応しなければならない課題であるか。

イ 有効性

- ・ 条例が掲げる目的の実現に当該条例の定める事項が効果を発揮しているか。

ウ 効率性

- ・ 条例が掲げる目的の実現に当該条例の定める事項が効率的に機能しているか。

エ 基本方針適合性

- ・ 条例の内容が県政の基本的な方針に適合しているか。

オ 適法性

- ・ 条例の内容が憲法及び法令の範囲内であるか。
- ・ 司法手続において違憲又は違法と判断される可能性があるか。

(2) 条例の見直しに当たっての留意点

ア 条例の運用実績を踏まえて客観的に行うこと。

イ 条例の内容に応じ、県民意見の聴取及び関係審議会その他学識経験者の意見の聴取を適宜参考とすること。

ウ 計画的に行うこと。

3 文化財保護条例の概要

(1) 条例名

神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号）

(2) 概 要

文化財保護法（以下「法」という。）第 182 条第 2 項の規定に基づき、文部科学大臣による指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存するもののうち、県にとって重要なものの保存及び活用に関し必要な事項を定めている。

4 条例見直し結果

(1) 必要性

この条例は、我が国にとって歴史上又は学術上価値の高い文化財の保存及び活用を図り、もって県民の文化的向上と我が国の文化の進歩に貢献することを目的として、県にとって重要な文化財の保存及び活用に関する事項を定めたものである。

現在、この条例に基づき、国と相まって、適切に文化財の保存及び活用が図られており、必要な条例である。

(2) 有効性

法と同様に、文化財の指定制度を設け、現状変更等の行為については許可制度を採用するとともに、修理等を行う場合には補助金を交付するなど、条例の目的を果たすための規定が整備されており、有効に機能している。

(3) 効率性

文化財の保存及び活用を図るため、現行法体系に基づく、国・県・市町村それぞれの役割分担の下で、法や市町村の条例との整合を図りながら、効率的な運用がなされている。

(4) 基本方針適合性

県の総合計画である「かながわグランドデザイン実施計画」、教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」の中で、文化遺産（文化財）の保存と活用が掲げられており、県政の基本的な方針に適合している。

(5) 適法性

憲法、法令に抵触しない内容である。

5 その他

今回と同様の見直しを平成 21 年度、平成 26 年度及び令和元年度に実施しており、その際の見直し結果では、現行条例の運用上の課題は見受けられず、改正・廃止の必要はないとした。

文化財の指定等の状況

1 指定の状況

令和7年2月1日現在（市町村指定は令和6年5月1日現在）

区 分		国 指 定			県 指 定	国・県 指 定 の 計	市町村 指 定	合計	主 な 文 化 財		
		国宝等	重文等	計					国 宝 等	国指定重要文化財等	県指定重要文化財等
有形文化財	建造物	1	55	56	43	99	250	349	円覚寺舍利殿	旧横浜正金銀行本店本館 神奈川県庁舎	小原宿本陣
	美術	6	46	52	43	95	173	268	一遍上人絵伝	十王図 箱根権現縁起	高僧像 花鳥図
	彫刻	1	76	77	78	155	388	543	阿弥陀如来坐像 （鎌倉の大仏）	大威徳明王像（運慶作） 元箱根磨崖仏	菩薩半跏像 金剛力士立像
	工芸品	6	49	55	59	114	94	208	梵鐘（円覚寺）	多宝塔（三溪園） 色々威腹巻	獅子牡丹彫木彩漆硯台
	書跡・典籍 ・古文書	5	74	79	7	86	216	302	称名寺聖教 金沢 文庫文書	宋版一切経	清拙正澄墨蹟 石室善玖墨蹟
	考古資料	0	10	10	22	32	127	159		土偶、壺形土器	小田原市中里遺跡の弥 生時代中期出土品
	歴史資料	0	8	8	2	10	75	85		スチームハンマー 日本図（称名寺）	東京湾第三海堡構造物 （兵舎・観測所・探照灯・砲側庫）
	小 計	19	318	337	254	591	1,323	1,914			
	無形文化財	—	2	2	0	2	7	9	—	義太夫節浄瑠璃 能シテ方	
	工芸技術	—	1	1	0	1	0	1	—	竹工芸	
	小 計	—	3	3	0	3	7	10			
民俗文化財	無形	—	7	7	29	36	77	113	—	大磯の左義長 チャッキラコ	相模人形芝居
	有形	—	2	2	18	20	108	128	—	三浦半島の漁撈用具	翁面
	小 計	—	9	9	47	56	185	241			
選定保存技術	保持者	—	1	1	0	1	0	1	—	甲冑修理	
	保存団体	—	0	0	0	0	0	0	—		
	小 計	—	1	1	0	1	0	1			
記念物	史 跡	0	60	60	24	84	133	217		東京湾要塞跡 小田原城跡	河村城跡
	史 跡 名 勝	0	2	2	1	3	0	3		建長寺庭園 円覚寺庭園	江ノ島
	史跡天然記念物	0	1	1	0	1	1	2		旧相模川橋脚	
	名 勝	0	4	4	1	5	5	10		山手公園 三溪園	洒水の滝
	天 然 記 念 物	0	6	6	61	67	150	217		箱根仙石原湿原植物群 落	大磯照ヶ崎のアオバト集 団飛来地
	名勝天然記念物	0	0	0	1	1	0	1			天神島、笠島及び周辺水 域
	小 計	0	73	73	88	161	289	450			
合 計		19	404	423	389	812	1,804	2,616			

※ 国指定の重要文化財等の件数は、文化庁が公表している件数を記載している。なお、史跡の「箱根旧街道」及び「江戸城石垣石丁場跡」は本県と静岡県に跨っている。

2 登録の状況

令和7年2月1日現在

国登録有形文化財	174箇所（339件）	（主なもの） 富士屋ホテル、箱根登山鉄道早川橋梁、横浜市立港中学校門柱（旧花園橋親柱）、鎌倉国宝館本館、鎌倉文学館本館、小田原文学館本館、岩本楼ローマ風呂、箱根小涌園貴賓館、白雲洞茶苑白雲洞、戸川堰堤、旧横浜ゴム平塚製造所記念館、總持寺仏殿、旧華頂家住宅主屋、 ほか （最近登録されたもの） 旧石田家国府津別邸主屋、旧石田家国府津別邸洋館、旧澤良商店店舗兼主屋、旧澤良商店土蔵、立花屋茶舗店舗兼主屋、立花屋茶舗左の蔵、立花屋茶舗右の蔵、保全堂薬局店舗兼主屋、大山寺本堂、旧平野家住宅主屋、山月庵、日光殿（旧早雲寮）、箱根美術館本館、箱根美術館別館、箱根美術館休憩所、旧川本家住宅主屋、旧川本家住宅内蔵、旧川本家住宅表門及び石垣、旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所、旧鎌倉図書館、宮下家住宅主屋、北條鉄工事務所、北條鉄工原寸工場、北條鉄工旧シャーリング・製缶及びロール工場、北條鉄工クレーンヤード、北條鉄工材料置場、穴澤家住宅座敷蔵
国登録有形民俗文化財	1件	箱根細工の製作用具及び製品
国登録記念物	9件	山下公園、日本大通り、横浜公園、禅寺丸柿、恩賜箱根公園、強羅公園、曾屋水道、ニヶ領用水、震生湖

3 埋蔵文化財包蔵地の状況

令和6年12月31日現在

埋蔵文化財包蔵地	8,027
----------	-------

神奈川県文化財保護条例に基づく手続の過去５年間運用実績

項目		令和元年度							令和２年度							令和３年度							令和４年度							令和５年度							過去５年計												
		有形文化財	有形民俗	無形民俗	史跡	名勝	天然記念物	埋蔵文化財	計	有形文化財	有形民俗	無形民俗	史跡	名勝	天然記念物	埋蔵文化財	計	有形文化財	有形民俗	無形民俗	史跡	名勝	天然記念物	埋蔵文化財	計	有形文化財	有形民俗	無形民俗	史跡	名勝	天然記念物	埋蔵文化財	計	有形文化財	有形民俗	無形民俗	史跡	名勝	天然記念物	埋蔵文化財	計								
指定	県指定	1					—	1							—	0	2							—	2			1				—	1	1					—	1	4	0	1	0	0	0	—	5	
	県指定解除						1	—	1						—	0								—	0							—	0			0	0	0	0	0	0	0	1	—	1				
補助	補助金交付	20		12	2	2	4		40	16		6	2	1	8		33	16		6	15	3	4	17	61	23		6	17	3	3	19	71	14		10	18	3	6	20	71	89	0	40	54	12	25	56	276
	補助金返還命令								0								0								0								0			0	0	0	0	0	0	0		0					
許可	現状変更許可		—	—	24		11	—	35	1	—	—	12		14	—	27	1	—	—	23		12	—	36	5	—	—	13		16	—	34	1	—	—	13		22	—	36	8	—	—	85	0	75	—	168
	管理修理勧告			—				—	0			—				—	0			—			—	0			—					—	0	0	0	—	0	0	0	—			0	0	0	—	0		
	出品勧告						—	—	0						—	—	0						—	—	0						—	—	0	0	0				—	—			—	—	0				
	公開許可	7		—			—	—	7	1		—			—	—	1	1		—		—	—	1	0		—			—	—	0	0		—		—	—	0	9	0	—		—	—	9			
	調査、報告要求			—				—	0			—				—	0			—				—	0			—				—	0		—		—	0	0	0	—	0	0	0	—	0			